

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 川口 裕司
(副査) 井上 史雄
富盛 伸夫
敦賀 陽一郎
宇佐美 まゆみ



【学位申請名】

学術

【学位申請論文題目名】

矢頭典枝 「カナダの公用語政策：バイリンガル連邦公務員の言語選択を中心として」
xii+376 ページ (本文 278 ページ, 参考文献 11 ページ, 資料 87 ページ)

【審査結果】

博士論文審査委員会は、提出された矢頭典枝氏の学位請求論文を慎重に審査し、最終試験（公開審査）を行った結果、同論文が博士（学術）の学位を授与する水準にあるものと全員一致で判断した。

【論文の概要】

審査対象論文は、序論 (pp.1-15)に続いて、第 I 部 (pp.19-104)および第 II 部 (pp.107-276) の 2 部で構成され、後に謝辞、参考文献、質問票などが掲載されている。以下に論文の根幹をなす第 I 部と第 II 部(pp.19-276)の概要を記す。

第 I 部 カナダの公用語政策の背景と概要

まず最初に矢頭氏は、国立国語研究所が 1996-98 年にかけて、27ヶ国の 32500 人を対象に実施した『日本語観国際センサス』のデータを利用し、英語が広く国際的に通用している事実を確認する。次に、カナダの言語状況においても、英語とフランス語の関係が不均衡であることを説明する。その際に氏は、家庭言語別人口を母語別人口で割り算し、その数値を「言語維持度」と定義し、カナダ全体としては言語維持度が 1.12 であり、英語への言語シフトが起きていると説明する。これに対してフランス語の言語維持度は、ケベック州を除く州で 1.0 を下回っており、英語への言語シフトが著しいと述べる。そして英語へのシフトを象徴する例としてケベック・フランス語に見られるアングリッシュ（英語からの借用語・語法）を取り上げ、逆にフランス語へのシフトは起きておらず、たとえば「フランス語の影響を受けた英語」も辞書等に記載がないことを指摘する。

こうした英語とフランス語の不均衡な関係を背景としつつ、カナダでは 1969 年の公用語法制定以来、独自の言語政策がとられてきた。矢頭氏は統計データを頼りに、カナダの言語状況をさらに詳述する。カナダの言語状況の複雑さは、たとえば国勢調査の質問事項の中に、「民族的出自(ethnic origin)」(1901 年以降) が盛り込まれ、言語についても、「母語」、「家庭

言語」(1971年以降),「公用語の知識」に関する項目があることから明らかである。2001年からは「仕事言語(Language Use at Work)」の項がつけ加わった。統計データからもカナダの複雑な状況がわかる。たとえば2001年には「民族的出自」の項に複数回答をする者が38.2%に達した。「家庭言語」のデータからは、英語とフランス語以外を母語とする移民(アロフォン)が英語を習得し、世代交代により英語への言語シフトが起きていることがわかる。「公用語の知識」からは、バイリンガル人口の多くがフランス語系であると言え、「仕事言語」のデータから、英語圏は言うまでもなく、フランス語圏においても英語が仕事言語として重要な位置を占めていることがわかった。

国勢調査を綿密に分析し、カナダの多言語状況を解説した後、矢頭氏は、カナダ連邦政府がそうした多言語状況を前にして、「領土性の原理」と「個人の原理」を考慮しつつも、カナダの言語状況に適合した独自の言語政策をとってきたと述べ、言語政策の史的変遷を追う。

氏は英語とフランス語の二原性の萌芽を18世紀末のケベック法の中に見てとるが、それが言語法として法制化されるまで一世紀を要し、言語法の制定には政治的要因が強く影響していると述べる。確かに1969年の公用語法は、「ケベック問題」という内政問題を直接的原因とした、すぐれて政治的な言語計画であった。ところで政府首脳は公用語法の制定によって、フランス系カナダ人の言語権に非寛容であるという批判を払拭し、カナダの政治的危機を開拓しようと考えていたのだが、意外にも、最も大きな抗議の声をあげたのはフランス系カナダ人達であった。その論争点は、バイリンガル地区の指定と言語教育権についてである。1977年ケベック州政府が「フランス語憲章」を制定すると、連邦政府は「バイリンガル地区構想」の廃案化を余儀なくされ、結局のところ、後継者となったマルルーニー政府が1988年に全面的に改定された公用語法を成立させたのである。これにより両言語の教育権は保証され、両言語の使用範囲は公的部門から、ビジネス界や他の組織に対しても拡大されることになった。

こうして矢頭氏は、1988年の法制定を受けて、連邦公務員の「仕事言語」がどのように規定され、政策に従って実践されているのかという、本論文の中心的な命題を自らに課すことになった。ところで周知のように、1995年に実施されたケベック州の分離独立を問うたレフアレンダムは、カナダ国民に国家分裂の深みを垣間見させただけでなく、公用語法の無効化を象徴する出来事であったわけだが、こうした否定的見解に対して、矢頭氏の解釈によれば、言語計画の実効性を評価するには長い年月が必要であり、近年の世論調査結果は、むしろ公用語政策に好意的であり、この政策を通じて、両公用語の認知がカナダ国民の中に浸透し、アメリカ合衆国とは異なるカナダ人としてのアイデンティティが形成されつつあるという。

ところで、公用語法の第22・24条の規定によると、連邦公務員は公共性の高い「バイリンガル指定部局」において、国民が選択する方の公用語(英語あるいはフランス語)で行政サービスを提供する義務を負う。この規定が十分に実践されているかについては、矢頭氏以前にも、たとえばオンブズマン機関である公用語局(Office of the Commissioner of Official Languages, OCOL)が1994年と1997年-2000年に、公用語法の実施状況について大規模な覆面調査とインタビュー調査を行っている。調査の結果、英語圏におけるフランス語による行政サービスの提供率が低いことが明らかとなった。矢頭氏も自身の観察データを例にとり、公用語法が、実際に機能していないことを指摘する。

では、連邦公務員の職場内での「仕事言語」はどのような状況にあるのだろうか。これも公用語法の第34条に、「英語とフランス語は、すべての連邦政府機関における仕事言語であり、・・・いずれかの公用語を使用する権利を有する」とあり、連邦公務員同士は自分が話し

たい方の公用語を用いてよいという規定になっている。この規定によって、連邦公務員の仕事言語では、自分の選択言語と相手の選択言語を勘案しながら、時と場合に応じて相手の言語に応化するか否かという言語ストラテジーをとることになる。

氏がバイリンガル公務員の言語選択についてのアンケート調査を思い至った背景には、この公用語法第 34 条の規定があったのである。本アンケートに関する調査としては、1995 年に行われた両言語の使用状況に関するオタワ首都圏での政府内調査（4117 名回答）と 2002 年の民間経営コンサルティング会社による電話アンケート調査（5014 名回答）がある。氏は両アンケート調査の結果を精査し、自らの調査にその成果を生かすべく、省庁別の属性や受動バイリンガリズムの考え方を積極的に取り入れた。

第Ⅱ部 「バイリンガル連邦公務員の言語選択」に関する調査分析

1993 年、公用語局は民間経営コンサルティング会社に委託し、『連邦公務員組織における言語選択の交渉』という調査を行っている。氏によれば、この調査がバイリンガル連邦公務員の言語選択に関する、これまでに行われた唯一の調査であるという。しかしその調査は、調査内容が具体性を欠き、言語使用の場面分類が細かくなく、被調査者数も少なかったことから、あまり重要視されなかった。

作業仮説として、氏は、バイリンガル連邦公務員における言語選択の決定要因は、「状況的な機能性(situational functionality)」あるいは「コミュニケーションの効率」であると考えた。その決定要因を、より精密に検証するために、調査では様々なシチュエーション、氏が言うところの「(言語使用の) サブドメイン」を設定した。サブドメインには、たとえば、会話を始めるとき、受け答えの際、表現に詰まったとき、話題別、第一公用語が同じ相手と話すとき、言語の切り替えの頻度、電子メールの送信、会議、受動バイリンガリズムなどがあり、このサブドメインを弁別することで、よりきめの細かいアンケート調査が期待できる。

本調査に先立ち、22 名の連邦公務員と面談による予備調査を行った。その調査結果を経て、最終的な質問票が完成した。連邦政府から調査許可書を取得し、70 省庁のうちの 10 省庁について調査許可を得た。バイリンガル連邦政府公務員の言語選択に関する社会言語学的なアンケート調査は、カナダの研究者によっても実施されたことがなく、その意味で矢頭氏が本調査を実施できたことは重要な意味があると言える。

被調査者となったのは、かなり高度なバイリンガル能力をもつ連邦公務員であり、ランダム・サンプリングによって被調査者を抽出し、職場の様々な状況（サブドメイン）において、どのような言語選択がアングロフォン（英語を日常的に使う人々）とフランス語を日常的に使う人々）によってなされるのかを調査した。回収法は郵送とし、2002 年 10 月末から 11 月中旬の間にアンケート 320 部を配布し、265 部が回収された。回収率は 82.8% と高かった。

アンケート結果は様々な集計方法を用いて統計的に分析された。英語とフランス語の使用状況の全体的なバランスを記述するために、サブドメインの回答を数値化し、「総合値」を算出した。

<総合値に基づく傾向>

総合値の分析から次のような傾向が明らかになった。

- ・全サブドメインの個人総合値から、全般的に英語優先の言語選択であると言える。
- ・省庁別に観察すると、アングロフォンの多い省庁ほど英語優先の傾向が強く、逆に、フランスコフォンの多い省庁では、英語とフランス語の両公用語が使用される傾向にあり、英語に偏った言語選択をする人は少ない。
- ・第一公用語が異なるバイリンガル公務員では、バイリンガルのフランスコフォンは、バイリンガルのアングロフォンに対し、英語に偏った言語選択をする人が多い。一方、バイリンガルのアングロフォンには、バイリンガルのフランスコフォンに対し、フランス語を使おうとする努力が見られる。またフランスコフォンの多い省庁でも、アングロフォンはフランス語を使う傾向がある。

自由な言語選択が起こるサブドメインは当然のことながら、自由な言語選択が起きないサブドメインから区別されなければならない。たとえば、「第一公用語が同じ同僚にインフォーマルな電子メール」を書くときや「話かける相手が上司であるとき」は、言語選択は自由とは言えず、相手の公用語を選択する傾向が顕著である。一方、自由な言語選択が起こりうるサブドメインであるのに、以下のサブドメインでは英語が支配的になる。

- ・アングロフォンが多く出席する「会議」
- ・第一公用語が異なる同僚への「フォーマルな電子メール」
- ・「専門用語を含む仕事上の話」

矢頭氏が指摘するように、この3つのサブドメインには、フランス語を使用するとコミュニケーションの効率が著しく低下するという共通点がある。

総合値をもとに全般的な傾向が記述された後、Giles らの応化理論(Accommodation Theory)に基づく「カナダのバイリンガル連邦公務員間の言語選択モデル」が提示される。モデルは4つの言語選択のタイプで構成される。

カナダのバイリンガル連邦公務員間の言語選択モデル

- ・英語への応化
アングロフォンとフランスコフォンが共に英語で会話を続ける。
- ・フランス語への応化
フランスコフォンとアングロフォンが共にフランス語で会話を続ける。
- ・受動バイリンガリズム
アングロフォンは英語で、フランスコフォンはフランス語で会話を続ける。
- ・過剰応化
フランスコフォンは英語で、アングロフォンはフランス語で会話を続ける。

次に、このモデルを土台として個別集計を行い、サブドメインと言語選択の関連性をさらに綿密に分析していく。

<個別集計と参与観察に基づく分析>

言語選択とサブドメインの関係が、個別集計の結果を用いてさらに細かく論じられる。矢頭氏は、アンケート調査を実施しただけでなく、同時に公用語局と公共事業・政府サービス省で、臨地によるバイリンガル連邦公務員の言語運用を参与観察し、その結果とアンケート結果を比較対照し、アンケート調査の結果を現実の言語運用に結びつけようとしたのであ

る。

たとえば、連邦政府は「他の言語の最小限の能力で会議、取引、コミュニケーションなどをこなすことができる「受動」バイリンガリズムの精神は、理想的な公用語環境の共通したコンセンサスに基づくヴィジョンの一つの明確な側面である」と述べ、受動バイリンガリズムを推奨している。ところが、アンケートのコメントでは、受動バイリンガリズムが浸透することで、仕事言語の英語化がさらに強まり、結局のところフランス語が使用されなくなるのではないかと危惧する意見が多く寄せられた。また、インフォーマルな電子メールの中で、コードミキシングやコードスイッチングが起きていたことは、アンケート調査だけでは発見できなかつたに違いない。

まとめと考察

アンケート結果および参与観察から導かれる結論をまとめた後に、矢頭氏はカナダの公用語政策が理想とする「バランスのとれた英語とフランス語の使用」が、実際どれくらい実現されているのかを検討した。

様々なサブドメインのうち、「規定が確立している「所属課外へのフォーマルなメール」や「所属課内へのフォーマルな電子メール」では、英語とフランス語の言語選択のバランスがとれている。他方、規定があるにも拘わらず、「アングロフォンの多い会議」では、英語を選択する傾向が極めて強い。このように連邦政府が理想とする状況の実現は困難である。

実際、複数の聞き手が理解できる言語がそれぞれ異なる状況では、最大多数の聞き手に理解される言語を選択するのが「言語最大公約数の原則」に叶っており、バイリンガル連邦公務員が英語を優先するのも、この原則で説明することができる。一方、第一公用語が異なるバイリンガル同士は、双方のコミュニケーションの可能性が最大になる言語を選択する。これは「言語能力の原則」が働いているからであり、アングロフォンが英語の能力の高いフランスコフォンと英語で会話するのはそのためである。

カナダ連邦政府による言語使用の均衡化に対しては、2つの相反する力のせめぎ合いが見られる。一つは、コミュニケーションの効率化に根ざした言語選択を行わせる「言語的引力」であり、「英語への応化」と「受動バイリンガリズム」に代表される。もう一つは、地位の向上や組織的報酬に起因する「言語政策の牽引力」とも言うべきもので、「過剰応化」や「フランス語への応化」を引き起こす。後者は前者と逆方向のベクトルを持っている。

興味深いことに、「過剰応化」や「フランス語への応化」を惹起する「言語政策の牽引力」は、国民の多数派であるアングロフォンの抵抗が予想されるという政治的な理由により、連邦政府はこの方向性を正面きって明示的に推進していない。むしろ連邦政府は、アングロフォン連邦公務員にフランス語の使用を奨励するという遠回しなやり方で、「フランス語への応化」と「過剰応化」に向かう牽引力を人為的に作り出しているのである。そして矢頭氏のアンケート調査は、この公用語政策が生み出したと考えられる、通常の言語使用ではあまり観察されることのない「過剰応化」が、フランスコフォンの多い省庁のいくつかのサブドメインにおいて、実際に起きていることを明らかにしてくれた。

今後に向けた総括で本論は締めくくられている。ここでの分析に加えて、回答者の第二公用語の習得方法や回答者の出身州も合わせて分析する必要がある。また、本調査結果を英語で公刊することの意義についても触れ、最後に、実体計画に関する研究、カナダの公用語政策をベルギーやスイス等のそれと比較することも今後の課題であろう。

【公開審査の概要】

公開審査は、2005年9月22日（木）13:00～15:00に、東京外国語大学事務棟の中会議室において実施された。

まず最初に、矢頭氏から博士論文執筆の背景および内容の説明が20分から30分程度あった。その後、各審査員から質問がなされ、それぞれに対して矢頭氏から回答があった。全体として、審査員は学位請求論文の価値を評価した。審査委員の評価をまとめると以下のようになる。

1. 先行研究と本論文の位置づけ

矢頭氏の論文は、カナダの連邦政府機関で働くバイリンガル公務員を対象として、大規模な社会言語学的アンケート調査を実施し、また臨地での参与観察を行ない、連邦公務員の言語使用を、様々な使用状況において分析した。氏は社会言語学、とくに言語政策の先行研究を涉獵し、カナダ連邦政府の言語計画の諸資料や諸調査を丁寧に読み込み、これらを批判し、予備調査を行った上で、周到に自身のアンケート調査票を準備した。

矢頭氏以前にもカナダ政府による言語調査は存在するものの、氏のように、本格的かつ詳細な社会言語学的アンケート調査は他に類例がなく貴重な研究と言うことができる。

2. 方法論の妥当性

氏が分析対象としたバイリンガリズムは、カナダ連邦公務員の職場におけるバイリンガリズムであり、それは大都市における複雑な社会的ネットワークによって生じるバイリンガリズムや、多文化・多民族に起因するバイリンガル状況とは異なる。また、カナダの公用語法の規定にもあるように、連邦公務員のバイリンガリズムは、領域的な条件よりも、個人に依存した言語選択であることから、氏はこうしたバイリンガリズムのあり方を記述し説明するために、より社会心理学的な観点に力点をおいた理論を模索し、最終的に Giles らによって体系化された応化（アコモデーション）理論 (accommodation theory) を説明原理とした。こうした方法論の選択は、研究に確固たる分析の基盤を与えることになった。

また、バイリンガリズムの言語選択を分析するために、台湾での言語接触を扱った研究等を参考にして、Fishman の「ドメイン」の概念をさらに精緻化し、詳細な「サブドメイン」における言語選択の多様性を浮き上がらせた点は、審査員から高い評価を得た。

3. 論文の構成

論文の第1部で、カナダが自国の言語状況に適合した独自の言語政策をとってきたことを指摘し、その歴史的変遷を追う。1969年の公用語法は政府の意図に反して、バイリンガル地区の指定と言語教育権について、フランス系カナダ人から抗議を受け、ついには1988年の公用語法で全面改定されることになった。改定された公用語法の第34条では、「英語とフランス語は、すべての連邦政府機関における仕事言語であり、・・・いずれかの公用語を使用する権利を有する」とあり、連邦公務員同士は自分が話したい方の公用語を用いてよいと規定されている。矢頭氏のアンケート調査の背景には、この個人の意思に任された言語選択がある。第1部は1988年の改定に至るいきさつを、言語政策の観点だけなく、カナダの政治と経済にも言及しつつ、広い意味での地域研究的視野から問題の在り処を明らかにしている。

一方、第2部は、氏が2002年10月末から11月中旬の間に行ったアンケート調査（320部配布、265部回収、回収率82.8%）の分析結果が詳細に述べられている。従来にはない綿密

さでバイリンガリズムの生起する言語状況を記述できたことは、氏の準備した質問票の完成度の高さを物語っている。また応化理論を説明原理とすることにより、連邦公務員における言語選択の社会心理的な側面に光をあて、その言語選択を、「英語への応化」、「フランス語への応化」、「受動バイリンガリズム」、「過剰応化」という4つの言語選択からなるモデルを提示した。氏によれば、連邦公務員のバイリンガリズムは、4つの言語選択を引き起こす2つの動因、すなわち、英語の選択へ向かう言語的引力と言語政策的引力の2つの相反する引力が織り成すダイナミズムとして捉えられ、言語的引力は効率化へ向かおうとする心理を、言語政策的引力は地位の向上や報酬を受けたいという心理に根ざすものであると結論づけられた。論文の第1部と第2部は、カナダにおけるバイリンガリズムの問題の在り処を提示し、独自のアンケート調査を通じて、そのメカニズムを明らかにしただけでなく、氏が社会言語学の領域のみならず、カナダの政治と経済の分野でも専門的知識を持っていることを物語っている。

4. 新たな言語事実

氏のアンケート結果のうち、特に審査員の関心を引いたのが「受動バイリンガリズム」と「過剰応化」である。アングロフォンは英語で、フランスフォンはフランス語で会話を続けることを意味する「受動バイリンガリズム」、あるいは、フランスフォンは英語で、アングロフォンはフランス語で会話を続ける「過剰応化」は、いずれも特異な言語選択のあり方である。今回のアンケート調査によって、それらがどのような状況で起きる可能性があるのか明らかになった。

以上のように、矢頭氏の論文については、積極的な評価があった反面、今後の研究の進展に向けての課題もあった。たとえば、アンケート調査の結果を利用しつつ、さらに理論的な観点から議論が深まっておれば、もっと優れた論文になっていたと言える。また、アンケート調査だけでなく、発話や談話を資料とする実際の言語運用も観察する必要があったであろう。

最後に付言しておくと、氏はこの博士論文の他に、共著書3点、学術論文7点、研究ノート2点、共訳書1点を出版しており、すでに研究者としても独り立ちしていると言えよう。

全体的評価

本学位請求論文は、先行研究をふまえつつ、妥当な方法論を選択しており、質、量ともに課程博士論文の水準に達しているというのが、審査員の一致した見解であった。また公開審査において、審査委員の質問に対し、適切な回答ができていた。氏の今後のさらなる研究の広がりと深まりに期待しつつ、以上を総合的に判断し、審査委員会は全員一致で、本学位請求論文が、博士（学術）の学位を授与するに値すると判断した。